

第1回連絡会議にていただいた連絡票への回答(納付金算定・激変緩和関係)

カテゴリ	市町村からの意見(要旨)	保険指導課の回答
保険料水準の統一	<p>統一の保険料水準とはしない理由の中に、医療費水準格差の存在がありますが、1人当たり年齢調整後医療費指数の県内格差は1.2倍程度であり、他の都道府県に比べて低い状況にあると思います。</p> <p>将来的な保険料水準の統一化に向けて、平成31年度の算定にあたって、医療費指数を反映させなかった場合(α=0)など、最終的に平成30年度と同様の算定方法になっても試算等は示していただきたい。</p>	<p>今年度中に何らかの試算を示すことを目指し、試算の方法、お示しの方法等を検討します。</p>
保険料水準の統一	<p>統一保険料について、平成31年度からすぐというわけではないが、運営方針の見直しや第2期の策定に備え、十分に議論が行えるよう、手法や考え方について準備を進めてほしい。</p>	<p>統一の保険料水準の推進については、今後市町村の皆さまと検討を進める必要があると考えます。</p> <p>医療費適正化へのインセンティブの確保や医療費水準の平準化、収納率の水準、減免基準、事務の標準化、保健事業の取扱い等多くの論点について、検討における優先順位や議論の在り方について、検討を進めます。</p>
納付金・標準保険料率の算定	<p>市町村標準保険料率の算定方式について。</p> <p>将来的な統一保険料を目指すのであれば、県内1市のみの採用の2方式ではなく、3方式も検討してほしい。</p>	<p>現行では、2方式で定める都道府県保険料率との比較容易性などからも市町村標準保険料率を2方式で示すこととしており、協議の上で運営方針にも記載をしているところですので、本年度の算定においては2方式でお示しするものと考えています。</p> <p>一方で、統一の保険料水準の推進については、今後市町村の皆さまと検討を進める必要があると考えます。</p>
納付金・標準保険料率の算定	<p>努力支援制度の都道府県分の扱いについて。</p> <p>市町村ごとにとり組みの差があり、出来ない市町村、やらない市町村においては市町村の自己責任において、納付金あるいは保険料率に反映されて然るべきであり、市町村に重点配分を行ってほしい。</p>	<p>市町村の取り組み状況については、市町村分の努力支援制度にて一定の評価がされているものと考えます。</p> <p>市町村の医療費適正化インセンティブの在り方については、今後も検討をします。</p>
納付金・標準保険料率の算定	<p>今後の納付金算定においては、保険者間の負担の公平性の観点から、より正確な被保険者推計するため、実際の各市町村の年齢構成から後期高齢への移行数を加味するなど、被保険者の推計方法を再検討していただきたい。</p>	<p>算定年度の被保険者数や診療費総額の推計値については、国からの推計方法を参考に、市町村の皆さまの意見も伺いながら推計して参ります。</p>

カテゴリ	市町村からの意見（要旨）	保険指導課の回答
納付金・標準保険料率の算定	<p>確定係数率に基づく標準保険料率の公表は、実施せざるを得ないが、仮係数に基づく算定結果については、県内市町村の中で共有するにとどめ、外部には公表しないでいただきたい。</p> <p>公表する場合は、公表の必要性についても説明していただきたい。</p> <p>また、確定係数に基づく算定結果については、標準保険料と標準保険料率が異なる時期に公表されたが、「料」と「率」が何故異なる時期に公表されたのか、両者の違いは何かといったことが、市民の理解が得られにくく、これもまた混乱を招く原因となるため、公表する場合は同時期としていただきたい。</p>	<p>今年度の算定における公表の在り方については、国からの通知等も踏まえ望ましいあり方を検討します。</p> <p>また、公表にあたっては公表の方法やその内容等を早期に市町村に示すよう努めます。</p>
激変緩和措置	<p>自然増+1年当たりの割合1%を超えたところに激変緩和措置を講じることとし、尚且つ、県繰入金の弾力的な対応とは別に、激変緩和措置に係る配分の率を上げ、今年度以上に余剰金を生じさせたいうえで、各市町村の負担割合（標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e））に応じて配分してほしい。</p>	<p>激変緩和措置において一定割合まで保険料の伸び率を抑えた後に生じた余剰分については、各市町村公平に配分することが適当であると考えます。</p> <p>ついては、これまでどおり各市町村の保険料を一律に引き下げるように余剰額を配分したいと考えます。</p> <p>具体的には、《各市町村の標準保険料の伸び率を一定割合にまで抑えた状態の標準保険料率の算定に必要な保険料総額A（余剰分配分対象額）》を算出したうえで、余剰額については、《県全体のAに占める各市町村のAのシェア》に応じて配分します。</p> <p>また、激変緩和への県繰入金の活用割合としては、昨年度の所要割合が2.2%だったことを踏まえると、これ以上の拡大を前提とすることは適当でないと考えます。</p>
激変緩和措置	<p>下限値の設定について。</p> <p>広域化に伴う県内市町村の支え合いは、払える市町村が納付金を肩代わりするというだけでなく、大きく保険料率が減少する市町村もまた、大きく増加する市町村を支えることによって成立するのではないかと考えます。</p> <p>また、大きく減少する市町村においても、それは激変であり、将来的に保険料水準を統一した際には、再び大きく上昇することも考えられ、安易に現在の保険料率を下げにくいのではないのでしょうか。</p> <p>医療費適正化のインセンティブ確保は、納付金ベースで比較することによって、理由に記載されているような懸念は払拭できるのではないのでしょうか。</p>	<p>昨年度算定を踏まえると、</p> <p>①保険料が下がる市町村には小規模市町村が多く、下限値を設けても新たに確保できる財源は少額なことが見込まれる</p> <p>②納付金ベースでの丈比べを行うと実際の保険料ベースでは激変が生じる可能性がある</p> <p>③激変緩和措置においては県繰入金の弾力的な運用方針を設け、保険料が増加する市町村の一定割合(H30:自然増+1*2%)までの激変緩和に全額対応をした</p> <p>等の点から下限値の設定やそのための納付金ベースでの丈比べへの変更は現状は適当でないと考えています。</p>

カテゴリ	市町村からの意見（要旨）	保険指導課の回答
<p>激変緩和措置</p>	<p>激変緩和の財源について、平成30年度の県繰入金を2%限度とし、必要額が多くなる場合には、特例基金からの配分を増額する、下限設定を行う、1年当たりの割合αの割合変更など、県繰入金以外の手法で、激変緩和措置財源を確保するなど、再度市町村の意見聴取が必要ではないか。</p>	<p>今年度の激変緩和措置の最終的な在り方(確定係数における激変緩和措置の在り方)については、仮係数算定の結果や連携会議等を通じた市町村との協議、運営協議会におけるご意見、国からの各種通知等を考慮して決定するものと考えます。</p> <p>一方で、基本的な方針については、昨年度と同様に県繰入金を弾力的に運用した激変への対応とし、仮係数算定においては、本連携会議で協議した方針に基づいて一度算定を行いたいと考えます。これは、当初の基本的な対応方針においては、αの値や特例基金の取り崩し方針を昨年度合意した方針からすぐに変化させることは適当でないと考えます。</p>
<p>激変緩和措置</p>	<p>制度改正による影響を捕捉するためには、平成29年度の理論値を丈比べ元に比較を行うことが、自然であり、各市町村における平成28年度の「市町村が本来集めるべき1人当たりの保険料額」（理論値）について、各市町村が集める平成29年度の「市町村が本来集めるべき1人当たりの保険料額」（理論値）にしたほうがよい。</p>	<p>平成29年度の理論値に変更して丈比べを実施することも可能ですが、昨年度に基点として平成28年度の理論値を据えて激変緩和措置をスタートしたところですので、平成28年度の理論値に大きな瑕疵や平成29年度の理論値を用いる大きな利点がない限り、そのまま使用の方が昨年度の算定結果とも比較がしやすいと考えます。</p>